

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年5月27日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年5月27日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	議会事務局理事	富永正彦
参事	森本陽子		

説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
教育長	勝本真二	総務部長	山本昭彦
企画財政部長	久保平敏弘	教育次長	森川寛子
建設産業部長	日名子達也	住民福祉部長	中嶋敏純
水道局長	濱伸二	総務課長	荒木秀一

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和元年第2回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時27分

閉会 11時22分

**○委員長（岩永政則委員）**

本日は改選後初めての議会運営委員会でございます、こういうメンバーでありますので、以後2年間、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思うわけでございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。6月4日に召集がっております第2回の定例会の運営につきまして、会議次第によりまして会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

初めに、議長から挨拶をお願いします。

議長。

**○議長（山口憲一郎議員）**

皆さんおはようございます。元号が変わりまして令和になったわけでございますけども、定例会につきましては第2回となっております。今、議運長も言われましたように改選後初めての定例会でございます。よろしくお願いしたいと思います。議員の方も3名の新人を含めて頑張って進めていきたいと思っております。そしてまた行政側につきましても、課長、そしてまた部長も変わっておられると思っておりますけども、十分な議論を重ねながら、この定例会が有意義な議会になっていけばと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。簡単でございますけど挨拶にかえさせていただきます。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして町長の御挨拶をお願いします。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

皆さん、改めましておはようございます。今、議長の方からご案内がありましたように、令和になって初めての議会運営委員会ということで、体制も新しい体制になったということで、一つよろしくお願いしたいと思います。そして各小学校では運動会がございましたけども、あいにく雨天の中での運動会でもありました。しかしその中でも皆さん方、馳せ参じて頂きまして、誠にありがとうございます。運動会も終わりました、いよいよ梅雨から夏へというステージになるのかなという気がしております。そしてまた町制施行50周年という節目の年を迎えておりますけども、今いろんな50周年の行事を行っておりますけども、大変今、いろんな行事が輻輳して行われておるところでございます。皆さん方の尚一層のご支援ご協力を賜りますことを、お願いをしたいというふうに思っております。そしてまた今日は大変ご多用のところ、第2回定例議会に係ります議会運営委員会を開催をさせていただいております。誠にありがとうございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ありがとうございました。それでは、まず会期の日程について説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

谷本議会事務局長。

#### ○議会事務局長（谷本圭介君）

皆様、おはようございます。会期につきましては、6月4日火曜日から6月14日金曜日までの11日間で、4日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程、これは提案理由説明まで、そして議員全員協議会。5日水曜日、一般質問。6日木曜日、一般質問。7日金曜日、一般質問、それから議案審議、これは質疑及び付託でございます。8日土曜日、9日日曜日は休会でございます。10日月曜日、付託案件審査。11日火曜日、付託案件審査。12日水曜日、付託案件審査。13日木曜日、付託案件審査予備日でございます。そして14日金曜日、委員長報告、それから採決、以上でございます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期の日程につきましては、ただいま事務局長から説明がございましたが、このとおりに決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、第2回定例会の会期日程については、以上のとおり決定をされました。

次に提出予定議案についての説明を求めます。町長に概要の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

今、ご案内がありました定例会でございますけども、まず、報告が6件ございます。それと議案を28件、用意しております。議案提案の内容につきましては、このあと、所管の部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

それではまず、総務部関係につきまして山本総務部長。

#### ○総務部長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。総務所管では報告が1件と議案4件を上程しております。まず、報告2長与町国民保護計画の一部変更についてでございますが、こちらは年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更いたしましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。続きまして、議案概要の4枚目になりますが、委員の皆様御承知のとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律によりまして、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることとされております。この消費税率の引き上げを踏まえまして、議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、施設使用料について規定する料金額を改めるもの。続きまして、議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例も同様に、施設使用料について規定

する料金額を改めるもの。続きまして、議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、施設使用料について規定する料金額を改めるとともに所要の改正を行うもの。最後に、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例は、駐車場使用料について規定する料金額を改めるものでございます。総務部所管は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして、企画財政関係につきまして久保平企画財政部長。

**○企画財政部長（久保平敏弘君）**

皆様おはようございます。引き続き企画財政部所管分でございます。まず報告3平成30年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。続きまして、報告6西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。続きまして、今回の最後の議案でございます。議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,708万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億1,677万2,000円とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして、住民福祉部関係につきまして中嶋住民福祉部長。

**○住民福祉部長（中嶋敏純君）**

おはようございます。それでは住民福祉部所管につきまして説明をいたします。議案は4件でございます。初めに議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、コンビニ交付サービスの運用開始に伴い多機能端末機による印鑑登録証明書を発行することができる旨を規定するとともに、自動交付機による交付サービスの運用廃止について、所要の改正を行うものでございます。次に議案第31号長与町災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人、利率及び償還方法を改めるほか、規定の整備を行うものでございます。次に議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税率の引き上げを踏まえ、手数料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは建設産業部案件につきまして御説明を申し上げます。報告が1件、議案が6件でございます。まず報告4平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。続きまして議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い条例を制定するものでございます。続きまして議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例。議案第51号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。続きまして、議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例。議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税率の引き上げを踏まえ、使用料、占用料及び土石採取料に関する規定の改正を行うとともに、併せて所要の改正を行うものでございます。以上が建設産業部の案件でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に教育委員会関係、森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

皆さま、おはようございます。それでは教育委員会所管の提出議案等について御説明を申し上げます。教育委員会では報告1件、議案12件になっております。まず報告7和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてです。これは地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和元年5月15日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。続きまして、議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例。議案第34号長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第35号長与町「陶芸の館」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第36号長与町シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第37号長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第38号長与町立学校体育館施設使用料条例の一部を改正する条例。議案第39号長与町宿泊研修施設「つどいの家」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第40号長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第41号長与町北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第42

号長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第43号長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例。議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例です。これら12件の条例改正は、令和元年10月からの消費税引き上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、併せて所要の改正を行うものでございます。

以上13件でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

最後に水道局関係につきまして、濱水道局長。

**○水道局長（濱伸二君）**

皆さん、おはようございます。水道局所管では、報告1件、議案1件でございます。まず、報告5平成30年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてですが、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。続きまして、議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税率の引き上げを踏まえ、使用料に関する規定の改正並びに水道法の一部を改正する法律による指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度の創設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、続いて委員会への付託先についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会に付託するものにつきましては、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、最後に、議案第56号。

産業厚生常任委員会に付託するものにつきましては、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号。

以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたしました。

次に、一般質問の通告及び請願、陳情等につきまして説明をさせます。

谷本議会事務局長。

**○議会事務局長（谷本圭介君）**

一般質問につきましては、通告者11名、質問件数26件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。また、請願、陳情につきましては、請願はございません。陳情は2件で、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりでございます。以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは、その他の件について何かございませんか。

ないようでございますので、執行部は退席をお願いをいたします。

どうもお疲れさまでございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。冒頭に申し上げましたように初めての第1回の議会運営委員会で行っていただきましたけれども、委員長以下、今日全員参加で6名が委員でございます。参考になるかと思っておりますので、ちょっと申し上げたいと思っておりますが、長与町議会運営に関する申し合わせ、議会先例集の4ページ、委員の選任（2）の議会運営委員の選任「副議長は、委員外議員として出席を求める」に基づきまして、委員外議員として出席を求めることといたしております。また、議長につきましても同じように、委員外議員として出席を求めていきたいと思っております。それから委員外議員の発言については、議会規則第68条第2項「委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める」。このようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

それでは、一つ確認をしたいというふうに思いますが、先程局長から説明がありましたように請願はございません。陳情が2件あっておりますけれども、この2件につきましては、従来、参考配付しておりましたけれども、そのとおり決定してよろしゅうございましょうか。

河野議員。

**○委員（河野龍二委員）**

今回、陳情が2件出ているようです。中身については、同じような中身のように思いますが、沖縄の辺野古新基地の問題は、沖縄に限らず、全国的な課題だというふうに思います。沖縄県の問題でしょうけれども、私たちが一定こうした議論をすべきではないかというふうな思いを持っておりますので、できれば参考配付ではなく、議案として委員会付託していただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかに御意見ございませんか。従来は御存じのように、陳情につきましては参考配付をするということで取り扱いをしてきた経緯がずっとあるということを先程申し上げたんですけれども、参考に申し上げますと、長与町議会運営に関する申し合わせ、議会先



例集の3ページにございますが、陳情等の処理、陳情については参考配付とし、要望その他必要なものは議長の判断により処理するという申し合わせ事項があります。これを受けて参考配付をして、取り扱いをしてきたという経過でございますから、参考配付でよろしゅうございますかということで、今、皆さんに意見を聞いたところでございます。ほかに意見ございませんか。

いいですか。ないですか。ないようでしたら、今の河野委員から提案がございましたこの沖縄の問題については委員会に付託をしたらどうかという提案がございましたけれども、皆さんどうですか。参考配付でいきますか。

内村委員。

#### ○委員（内村博法委員）

従来どおり、私は参考配付で良いと思います。特別これは県外なので。我々も、やはり長与町中心とした議論をすべきだろうと。だから陳情は、これは各個人がこれを見て、どう判断して、これからの政治活動に繋げるかということでもありますので、従来どおりで私はいいのではないかなと、こういうに思っております。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

ほかにございませんか。それじゃあ、採決というのもしかかかなと思うんですが、採決したほうがいいですか。それでは参考配付とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(賛成多数)

賛成多数。それでは今回の陳情につきましても、参考配付として決定することになりました。暫時休憩をしたいというふうに思います。

(暫時休憩)

#### ○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開をしたいと思います。1つの協議事項として、本会議における議長の口述書についての件を議題といたします。事務局から簡単に説明を求めます。

富永課長。

#### ○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

お手元に資料をお配りをしておりますけれども、本会議における議長口述についてということで、これまでの口述を今回の第2回定例会から改めたいということで考えております。1つは散会時における会議日時の通知でございますけれども、会議規則の23条で、会議の日時を議員に通知して会議を開くことができるということもございまして、他市町におきましても本条の規定によって、次回会議の日時を散会宣告前に通知をしているという現状に鑑みまして、お示しのとおり赤文字で改正口述を書いておりますけれども、散会宣告の前に次回の本会議開議の日についての通知をするということで考えております。それと一括議題とするときの範囲指定ということで、これまで一括する議題を全件口述してございましたけれども、議事進行の能率化を図るために範囲指定に変更したいというこ

とで考えております。3つ目が、一般質問通告書ごとの質問終了宣告ということで、現行どこで終わったか分からないというような状況になる場合もございまして、一応、通告者ごとの終了を議長の口述で宣告をしていった方が議事進行上、整理できるんじゃないかということ。併せて時間切れのブザー音に合わせて、議長宣告で発言の制止と、議事録のための録音の方の整理をしていきたいということで考えております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたけれども、何か御意見、質疑ございませんか。

いいですか。ないようでしたら、これをもって以上のように確認をするということでもいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それでは以上確認をされました。したがって、4日の全協で説明をしておいた方がいいだろうというに思いますので、これは委員長が説明をするまでもないというふうに思いますので、議長をして進められる中で事務局で説明をして、みんなの了解をいただくという取り扱いが適当だろうというに判断しますが、それでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それではそのように取り扱いをさせていただきます。この件については以上で終わります。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を再開をいたしますが、議長諮問のかたちで3点あるようでございます。私から敢えて申し上げますが、1点は、八木議員提案の選挙公報の公開について。2点目、同じく議場コンサートについて。3点目、浦川議員提案の各種委員の充て職ですね。これと先程私申し上げましたが、議員選出の監査委員の件も含めたものになろうというふうに思いますので、この点、議会運営委員会に諮問をするという正式な文書でもって提示をいただければ、後日議運で検討していくということになろうかと思っておりますけれども、皆さんそれでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議ないようでございますから、そのように取り扱いをしていきたいと思っております。事務局の方で資料の整理をお願いしていただきたいと思っております。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

何かありませんか。

竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

今、議長の口述という話がございましたけれども、私は委員会の委員長報告についても、

今後検討していく必要があるんじゃないかなど。これは議会の最終日に結果を報告するわけですが、中身について、もう少し検討する余地があるんじゃないかということを一応、提言しておきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今、竹中委員から提案がありました件について何か御意見ございませんか。  
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

委員長報告が、必要性というのも十分あると思うんです。やはり議会の審査の過程、結果をきちんとやっぱり知らせていくというのは私は重要だというふうに思います。内容については十分、長時間にわたらないような形の、そういう部分は検討してもいいかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ありませんか。いいですか。それでは委員長報告についての若干の簡素化というのは、それぞれ検討する余地もあろうというふうに思いますので、そういう方向で一つ、両委員会、十分検討いただきながら進めていただくということで、議運としての結論とさせていたいただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それでは、そのように取り扱いをしていただきたいと思います。

ほかに何かその他の件で意見ございませんか。質疑ないですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

次の委員会の日程は確認はしないんですか。ちょっとそこだけ確認させていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

次期委員会の時期を提案がありましたが、協議をするために暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩中前に引き続き、委員会を行いたいと思いますが、先程から議長諮問の件の3点、選挙公報の件、コンサートの件、各種委員の件等について、前回の全協で議長が議会運営委員会で検討いただきたいということから、それから今日の諮問事項についての説明があつてきたわけですが、この件について、若干いろいろ意見があるようでございますので、諮問するかしないかの問題も含めて、何か御意見ございませんか。  
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程からの議論の中で、次の議会運営委員会の日程がなかなか期間が空くという話も出ていたので、選挙広報の配布の問題と議場コンサートの件は前回の全員協議会のとき

に、八木議員から出た内容でありますし、これについては一定早い段階でいずれかの結論を出したほうが良いというふうに思いますので、その辺をどうにか検討できないか、提案をさせていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま河野委員から早くという提案をされましたけども、これに対して何か御意見ございませんか。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

先程、何点か議長諮問ということで改めて文書で提出をするということをお願いをしておりましたけども、そのうちの2点、ただいま、河野議員も言われましたけども、八木議員によります選挙公報、議場コンサートについては、やはり早急に話をしたほうがいいんじゃないかという意見も出ておりますので、一応、議運に諮問するのを撤回をして、今度の4日の全協の中で一応提案をして、決めさせていただければと思っておりますので、2点については撤回ということでお願いをできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

議長から、議長諮問を予定しておりましたけれども、これはしないということで、6月4日の全協で議長から説明をし、協議をいただくということで、議運としては、諮問が無いということで確認をしていいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それでは、諮問がこの件については無いということで確認をいただきました。ほかに何か御意見ございませんか。ないようでしたら、これをもちまして本日の議会運営委員会の全日程を終了したいと思います。皆さんお疲れさまでした。

（閉会 11時22分）